

10 農林水産省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算) 再々検討要請

管理コード	1020010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	住宅地及び商用地に隣接する農業継続困難な農地 の有効活用事業	都道府県	青森県
提案主体名	三沢市		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農業振興地域の整備に関する法律 土地改良法 農地法
制度の現状	<p>農用地区域は、市町村の農業振興地域整備計画において定める農用地等として利用すべき土地の区域であり、集団的農地や土地改良事業等の対象農地など、生産性が高く、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域である。このため、農用地区域の変更は、不要不急の用途に供するためではなく、具体的な転用計画に基づき農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない、農作業の効率化に支障がない等の要件を満たすと判断された際に、公告・縦覧を経て行うことができる。</p> <p>また、農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合は、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。</p> <p>国営土地改良事業の事業完了公告の日から起算して8年以内に、その事業の施行地域内の土地において、受益者が、本来の目的外の用途のための所有権の移転等をした場合又は自らが本来の目的外の用途に使用した場合にあっては、国、都道府県又は市町村は、その者から特別徴収金を徴収することができる。</p>
<p>求める措置の具体的内容</p> <p>住宅地や商用地に囲まれている農地の有効活用を図るため、当該地域の農地法及び土地改良法の適用除外を行っていただきたい。</p> <p>具体的事業の実施内容・提案理由</p> <p>三沢市堀口地区の農地は農用地区域内にあるが、その周辺は、市の区画整理事業や民間の不動産会社による宅地分譲により、住宅地や商業地が広がっていることから、農薬の散布や早朝の農作業による騒音及び農業機械の走行による交通渋滞が住環境に影響を与え、周辺住民と軋轢が発生し農業を持続することが非常に困難な状況であり、将来に亘って耕作が困難な状況は改善の見込みは無い。また、当該交通渋滞の発生する市道は市の幹線となる主要な道路で、飲食店や商業施設が立ち並び隣町と市街地を結ぶ路線として重要な役割を果たす市道であり、交通量も増加している。</p> <p>そのような状況から、農地の所有者から、土地の有効利用を目的とした、複数の商業施設立地が計画された。この計画の実現により、震災により被災した1次産業従事者を元とした、雇用の場の拡大や、被災農業者の商品販売の強化にも繋がり、市には各種の税収や地域への経済効果が見込まれ、市全体が活性化される。さらに、当該地区の利便性を活かして商業施設を集中させることにより、郊外型店舗の点在による一団の農地の分割といった弊害を防止できる。</p> <p>市に対してもこの計画を実現するため、土地利用計画の見直し等の要望が提出されたが、当該地区の農地は、農業振興地域の農用地区域内農地のため商業施設建設のための転用が困難であり、また、仮に転用できる場合であったとしても、国営土地改良事業(平成18年度完了)の受益地のため、事業完了後8年以内の農地転用は特別徴収金の徴収の規制があり、開発が出来ない状況である。</p> <p>よって、農業を続けることも農地転用による開発も出来ない環境にある特殊な農地は、農地法や土地改良法の適用を除外し、市全体の活性化につながる商業施設建設については農地転用を可能にするとともに、転用した場合の特別徴収金の徴収を不要とし、開発を容易に出来るような対応を求める。</p>	

求める措置の具体的内容	<p>住宅地や商用地に囲まれている農地の有効活用を図るため、当該地域の農地法及び土地改良法の適用除外を行っていただきたい。</p> <p>具体的事業の実施内容・提案理由</p> <p>三沢市堀口地区の農地は農用地区域内にあるが、その周辺は、市の区画整理事業や民間の不動産会社による宅地分譲により、住宅地や商業地が広がっていることから、農薬の散布や早朝の農作業による騒音及び農業機械の走行による交通渋滞が住環境に影響を与え、周辺住民と軋轢が発生し農業を持続することが非常に困難な状況であり、将来に亘って耕作が困難な状況は改善の見込みは無い。また、当該交通渋滞の発生する市道は市の幹線となる主要な道路で、飲食店や商業施設が立ち並び隣町と市街地を結ぶ路線として重要な役割を果たす市道であり、交通量も増加している。</p> <p>そのような状況から、農地の所有者から、土地の有効利用を目的とした、複数の商業施設立地が計画された。この計画の実現により、震災により被災した1次産業従事者を元とした、雇用の場の拡大や、被災農業者の商品販売の強化にも繋がり、市には各種の税収や地域への経済効果が見込まれ、市全体が活性化される。さらに、当該地区の利便性を活かして商業施設を集中させることにより、郊外型店舗の点在による一団の農地の分割といった弊害を防止できる。</p> <p>市に対してもこの計画を実現するため、土地利用計画の見直し等の要望が提出されたが、当該地区の農地は、農業振興地域の農用地区域内農地のため商業施設建設のための転用が困難であり、また、仮に転用できる場合であったとしても、国営土地改良事業(平成18年度完了)の受益地のため、事業完了後8年以内の農地転用は特別徴収金の徴収の規制があり、開発が出来ない状況である。</p> <p>よって、農業を続けることも農地転用による開発も出来ない環境にある特殊な農地は、農地法や土地改良法の適用を除外し、市全体の活性化につながる商業施設建設については農地転用を可能にするとともに、転用した場合の特別徴収金の徴収を不要とし、開発を容易に出来るような対応を求める。</p>
-------------	---

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
農用地区域は、市町村の農業振興地域整備計画において定める農用地等として利用すべき土地の区域であり、集団的農地や土地改良事業等の対象農地など、生産性が高く、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域である。このため、農用地区域の変更は、不要不急の用途に供するためではなく、具体的な転用計画に基づき農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない、農作業の効率化に支障がない等の要件を満たすと判断された際に、公告・縦覧を経て行うことができる。				
土地改良事業実施後の農地については、事業の投資効果が確保されるようにするために、事業完了後一定期間は受益地の転用を原則認めていないところであるが、仮にその受益地が事業の目的外に使用されることとなった場合には、国営土地改良事業として公費を私有財産たる農用地の効用の増加のために投下していることから、本来の支出目的が損なわれることとなる。このため、目的外使用となった受益地につき投下された国や都道府県、市町村の公費を回収する特別徴収金制度が設けられているものである。こうした制度の趣旨を損なうこととなるため、御提案を受け入れることは困難である。				
なお、市町村が条例に基づき住民の意向を反映して農業振興の観点から定めた計画に位置付けられた施設等については、地域における優良農地の保全と効率的な利用を確保しつつ、地域の農業振興を図る観点から定められる地方公共団体の計画に基づくものであることから、公益性が特に高いと認められる施設として農用地区域の変更が認められ、農地転用が可能となる場合がある。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。				
提案主体からの意見				
特別徴収金制度の規制に関しては、摘要除外が困難なことは充分理解したので、特別徴収金制度は、要請対象外とさせていただきます。				
しかしながら、当該農地は、市街地の発展を阻害している状況にあり、以下の事項も考慮いただき、再度検討を願います。				
現在、当該農地は、開発が不可能なため、転用が容易な郊外の農地へ開発が広がり、郊外の農地が縮小されつつある状況です。当該農地の法規制の緩和をすることにより、郊外農地の乱開発を予防することができることから、一律に規制するのではなく、地区的状況を考慮して、農地法や農振法、土地改良法の条件を緩和し、農地以外の使用も出来るような対応を求めます。				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—
市町村が条例に基づき住民の意向を反映して農業振興の観点から定めた計画において、①農用地として保全する区域と、②通常発生する非農業的土地需要に計画的に対応する区域とを定めた場合に、②の区域における施設の設置等について具体的な転用計画が作成されれば、農用地区域の変更が可能となる場合がある（農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第26号の2）ので、必要に応じ、青森県の担当部局に御相談いただきたい。				
なお、この26号の2の計画は、通常発生する非農業的土地需要を誘導する区域を定めることにより、それ以外の農用地として保全する区域における農地を保全しようとするものであり、貴市の御提案の趣旨に沿うものではないかと考えられる。				

○再々検討要請

再々検討要請				
提案主体からの再意見				



10 農林水産省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算) 再々検討要請

管理コード	1020020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	米生産数量目標の配分における有機栽培米生産分の優先配分について	都道府県	山形県
提案主体名	提案事項管理番号 1023010		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	米穀の需給調整実施要領第2の2
制度の現状	米の生産数量目標は、需要に応じた生産に誘導する観点から、有機栽培米等を含む主食用米の需要実績に基づいて配分しているところ。

求める措置の具体的な内容
米の生産数量目標の配分に当たっては、現在のところ、米の作付け実績や需要の実績に応じて都道府県毎に配分されているが、有機栽培米については、慣行栽培米と分けて生産希望に見合った生産目標配分とする。
具体的な事業の実施内容・提案理由
有機栽培米については、地球温暖化防止や生物多様性保全など環境保全に貢献するものの、慣行栽培米に比べて収穫量が不安定で減収する事例が多くため取組面積は伸びず、消費者の需要に応えられないのが実情である。
また、現在のところ、米の生産数量目標の配分に当たっては、栽培方法に関係なく、米の作付け実績や需要量の実績に応じて都道府県毎に配分されている。
このことから、有機栽培の生産拡大を図るため、有機栽培米については、生産希望に見合った生産目標の配分とし、生産調整の枠外として都道府県に配分し、都道府県からは、有機農業の推進体制や推進方針が整備されている市町村分に限り配分する。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
1 米の生産数量目標の都道府県別の配分に当たっては、需要に見合った生産へと誘導することを大原則とし、平成16年以降、需要実績に基づく都道府県別配分を実施しているところです。				
2 都道府県、市町村等の地域内で話し合っていただいた上で、配分された生産数量目標の範囲内において、有機農業を推進する観点から、有機栽培米の生産目標を自由に設定することが可能です。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請

再々検討要請

提案主体からの再意見

10 農林水産省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算) 再々検討要請

管理コード	1020030	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	「農用地等以外の用途に供することを目的として、農用地区域内土地を農用地区域から除外するために行う変更(以下「農用地区域の変更」という。)」要件の緩和		
提案主体名	三木市		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項
制度の現状	<p>農用地区域は、市町村の農業振興地域整備計画において定める農用地等として利用すべき土地の区域であり、集団的農地や土地改良事業等の対象農地など、生産性が高く、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域である。このため、農用地区域の変更是、不要不急の用途に供するためではなく、具体的な転用計画に基づき農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない、農作業の効率化に支障がない等の要件を満たすと判断された際に、公告・縦覧を経て行うことができる。</p>

求める措置の具体的内容
現行法(農業振興地域の整備に関する法律)第13条第2項に定める農用地区域の変更の5つの要件のうち、1号の「当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当」という要件に、1筆ごとに規制する方式から、「ゾーニング規制」の方式を基本とする制度への転換を図るため、「地域活性化を目的とする計画」を含めることとする。
具体的な事業の実施内容・提案理由
<p>ゾーンにおける農用地区域の変更を目指す提案は、農村活性化を理由に無秩序な土地利用を進めるものではなく、「太陽光発電」や「グリーンカーテン」などの設置を義務付けすることで、自然エネルギーの普及促進を図りながら、農環境を維持する土地利用を展開するものである。</p> <p>現在、営農組織が新たな特産品づくりとして「ハーブ」を生産し、商品開発を始めている。ゾーン①下石野地域を農業の6次産業化の起点と位置づけ、加工技術と生産性の向上を図るために「ハーブ製品生産施設」を誘致し、農業における収益性を高める。併せて、低炭素社会実現のため「バイオ燃料施設(農業循環型)」を誘致し、環境保全の役割を果たすことで、自然と調和した「ハーブ」の6次産業化を実現する。</p> <p>提案理由:</p> <p>三木市別所町は優良農地地区でありながら、少子高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加、産業・雇用の場の衰退、三木鉄道の廃線など地域活力の低下が著しく、将来における農業の存続が危ぶまれている。</p> <p>優良農地を保全し、農業と共生していくながら、まちの活力を取り戻すためには、自然と調和した土地利用を促進する必要がある。</p> <p>「別所ふれあい地区構想」はこうした課題を解決すべく、農村社会全体を自然との共生をテーマに用途別に6ゾーンに区分けを行い具体化するものである。</p> <p>ゾーン①下石野地域では、市が廃線となった三木鉄道線路跡地の遊歩道整備に着工し、併せて、地元の「花の基地」で地域ボランティアと協働でハーブ育苗を始め、遊歩道沿いに植栽する「ハーブロード」化を進めており、「ハーブ」による三木市の西の玄関口のにぎわいづくり実現にむけた起点として、農用地区域の変更を提案するものである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
----------	-------	---	-------	---

農用地区域は、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域であることから、農用地等以外の利用を目的として、農用地区域から過大な土地が除外されなければならないようするため、農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない等の除外の要件が農振法第13条第2項において規定されている。このうち、同項第1号の「農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当」の要件については、具体的には、農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて、当該用途の通常の利用形態にかんがみ、当該土地を農用地等以外の用途に供することが必要と言えるか、その規模が妥当かを判断するため、①具体的な転用計画があること、②不要不急の用途に供するものでないこと、③農用地区域からの除外が過大なものでないこと等が定められているところである。この「具体的な転用計画」としては、具体的な用途の種類、位置及び規模、並びにその妥当性及び実現性を判断できるものであるとともに、農地転用の許可や都市計画の開発許可の見込みを確認する必要がある。御提案のように「別所ふれあい地区」土地利用構想として住宅地等のエリアなどとした区域に限定して、農用地区域の変更を行うとして、具体的な転用計画に基づき農用地区域内の土地を農用地等以外の用途とすることの妥当性、実現性等の判断がなされないまま開発が進められると、過大な農用地区域からの除外を排除することができなくなり、優良農地の確保に支障を生ずるおそれがあることから、本提案を受け入れることは困難である。

具体的な転用計画が定められ、市町村が条例に基づき住民の意向を反映して農業振興の観点から定めた計画に位置づけられた施設については、農用地区域の変更が可能となる場合があるので、必要に応じ、兵庫県の担当部局に御相談いただきたい。

また、貴市は、都市計画法第7条第1項に基づき市街化区域と市街化調整区域の区域区分が行われており、一定の場合には、当該市街化区域に編入するための区域区分の変更(ゾーニングの変更)により対応可能な場合もあると考えられるので、必要に応じ、兵庫県の担当部局に御相談頂きたい。なお、国及び県の農林部局との協議が整って定められた市街化区域内の土地については、農業振興地域・農用地区域から除外されることとなる。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。

提案主体からの意見

本提案は、無秩序な農地転用による優良農地の確保へ支障を及ぼさないよう具体的な用途を定め、その位置や面積規模はゾーニングにより必要面積に留めた土地利用計画である。農用地に隣接し農業関連の多様な土地利用により農業の担い手確保や農業所得のアップを図ることで、安定した農業の確立をめざしている。貴職ご指摘の条例や都市計画法に基づく区域区分の変更による手法では旧三木鉄道廃線跡の活性化や農業を活かした包括的な土地利用には対応できず、農村地域の活力を促進するためには特区での対応が必要不可欠と考える。提案は、具体性と実行性を備えるものであり、採択に向けての解決法について具体的にご指摘願いたい。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

C

「措置の内容」の見直し

—

御提案は、「無秩序な農地転用による優良農地の確保へ支障を及ぼさないよう具体的な用途を定め、その位置や面積規模はゾーニングにより必要面積に留めた土地利用計画である。」とのことであるが、具体的な施設の転用計画が存在しなければ、当該施設の用途が公益性が特に高いものと認めるることはできず、また、当該施設の敷地面積等も不明であることから、施設に見合った面積以上の農用地等が農用地区域から除外され、公益性を伴わない施設が建設されることとなる可能性があり、仮に御提案が、特区として採用され全国展開されることとなると、国全体としての優良農地の確保に著しい支障を生ずるおそれがあることから、本提案を受け入れることは困難である。

なお、市町村が条例に基づき住民の意向を反映して農業振興の観点から定めた計画において、①農用地として保全する区域と、②通常発生する非農業的土地需要に計画的に対応する区域とを定めた場合に、②の区域における施設の設置等について具体的な転用計画が作成されれば、当該計画に位置付けられた施設については、地域における優良農地の保全と効率的な利用を確保しつつ、地域の農業振興を図る観点から定められる地方公共団体の計画に基づくものとして、農用地区域の変更が可能となる場合がある(農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第26号の2)ので、必要に応じ、兵庫県の担当部局に御相談いただきたい。

○再々検討要請

再々検討要請

右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。

提案主体からの再意見

地元は、優良農地の維持に対する強い使命感とともに、後継者育成をはじめとした元気な地域づくりに熱い想いを持っており、現在、市の参画のもと積極的に農村地域の活性化に取り組んでいる。本市の提案は、現農振法における一筆ごとの規制にゾーニング規制の方式を加え、さらに「地域活性化を目的とする計画」を変更要件に加えることで、農村の維持を目的とした活性化の実現という新しい切り口の提案としているが、貴職の回答は、現行制度上における可否のご説明となっている。新たな活用は、ゾーニングにより、優良農地を確保したうえで行い、さらなる具体的な活用計画への移行は、構造改革特区として対応されることで進むものと考える。

10 農林水産省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算)再々検討要請

管理コード	1020040	プロジェクト名	パソナグループ シャドーキャビネット 復興支援省	
要望事項 (事項名)	①株式会社の農地所有を可能とすること。		都道府県	東京都
提案主体名	株式会社パソナグループ		提案事項管理番号	1032040

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農地法第3条第1項及び第2項
制度の現状	法人が農地の所有権を取得するためには、農業生産法人の要件等を満たし、農業委員会等の許可を受けなければならないとなっているところ。

求める措置の具体的な内容
復興支援に関する農地法・農業振興地域促進法の緩和措置を要望します。
①[株式会社の参入]
農業生産法人だけではなく、一般の株式会社についても、農地を所有して農業に参入することを可能とする。
具体的な事業の実施内容・提案理由
①[株式会社の参入]
⇒実施理由:抜本的な改革を実施するには、資本をもつ民間企業による投資と、柔軟な事業展開ができる投資環境が必要と考えます。直接的に経営に関わることで迅速で効果的な農業復興展開が可能となると考えます。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	一
農地の所有権については、所有者が絶対的な管理・処分権限を持つことから、ひとたび権利の移転がなされると、耕作放棄等の不適切な利用がなされた場合において、元の所有者に所有権を戻す等の原状回復を図るための措置を講じることが困難である。				
そのため、農地の所有権の取得については、農業をその生活又は事業の主軸とした者に限ることとし、法人については、このことを客観的・外形的に判定する基準として農業生産法人制度を設けているところ。				
なお、平成21年の農地法改正により、				
① 農地の貸借については、農業生産法人要件を課さず、株式会社等の主体であっても自由に参入できるよう措置(改正農地法施行後約1年半で、約500法人が新たに参入)するとともに、				
② 農地の貸借期間についても民法の特例として50年の賃貸借を可能としたところであり、				
株式会社が長期的かつ安定的に農地を利用できるよう措置しているところ。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	一

○再々検討要請

再々検討要請

提案主体からの再意見

10 農林水産省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算) 再々検討要請

管理コード	1020050	プロジェクト名	パソナグループ シャドーキャビネット 復興支援省	
要望事項 (事項名)	農地法等(2) :農業用途を条件に転用許可不要		都道府県	東京都
提案主体名	株式会社パソナグループ			

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農地法4、5条 (農地法施行規則第32条第1号) 耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のため又はその農地(2アール未満のものに限る。)をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供するため、転用する場合
制度の現状	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要であるが、当該農地(2a未満のものに限る。)を耕作の事業を行う者自身の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合においては許可が不要。

求める措置の具体的な内容
復興支援に関する農地法・農業振興地域促進法の緩和措置を要望します。 ②[農地転用の拡大] 現在、転用許可不要の農地法施行規則第32条第1号以外に、農業用途を前提にした施設についても転用許可不要とする。具体的には、敷地をコンクリートで固めた植物工場で農作物を安定的に生産し、加工、販売までできる6次産業化につながるプログラムであれば、自らが所有する農地でなくても転用許可不要とする措置を要望します。
具体的な事業の実施内容・提案理由
②[農地転用制限の範囲拡大] 現在、許可制である農地の転用について、転用の制限の除外として「その者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供するため」があるが、これに関連するものとして、農業用途を前提とした施設建設については転用許可不要とする。具体的には、敷地をコンクリートで固めた植物工場で安定的に農作物を生産し、加工、販売まで可能な6次産業化につながるものを見たします。 ⇒実施理由:被災地における最大の課題は雇用問題です。その雇用を創るのは産業です。東北の産業で大きな割合を占める農業の分野で産業復興するための一助として本要望が実現することで、「安定的な生産=安定的な収入」「付加価値の高い農業展開」「多くの雇用創出」につながると考えます。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	一
農地は一度他用途に転用されると復元することが極めて困難であることから、案件ごとに、周辺の営農に及ぼす影響、事業実施の確実性、周辺農地への被害防除措置などについて審査を行う必要があり、御提案のような植物工場を農地に設置する場合についても、個別具体に審査を行うことなく、農地転用の許可を不要とすることは困難である。				
なお、自らの農地に2アール未満の農業用施設を設置する場合にあっては、当該施設が自らの農業の振興に資する施設であること、転用の面積の規模が小さく、周辺農地の営農に支障を及ぼすことが少ないとから、農地転用の許可を不要としているところである。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。

提案主体からの意見

回答いただいた「2 アール未満の農業用施設を設置する場合」について、その広さについて、5 アール未満に緩和いただきたい。植物工場の現状について農林水産省・経済産業省の資料より、5 アール以上が 5 割を超える実績があることや生産だけではなく加工や販売の施設も含めた 6 次産業にも繋がる施設の広がりを促進するためにも再検討いただきたく存じます。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

C

「措置の内容」の見直し

—

自らの農地に2アール未満の農機具倉庫等の農業用施設を設置する場合にあっては、転用の面積の規模が小さく、周辺農地の営農に支障を及ぼすことが少ないことから、農地転用の許可を不要としているものである。

したがって、「2アール未満」を「5アール未満」に緩和した場合には、転用面積が大きくなり、転用の規模からみて周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれも想定されることから、御意見を受け入れることは困難である。

なお、植物工場が農業用施設と認められれば、優良農地である農用地区域内農地、第1種農地等であっても、案件ごとに、周辺の営農に及ぼす影響、事業実施の確実性、周辺農地への被害防除措置などについて審査を受けた上で設置することは可能である。

○再々検討要請

再々検討要請

提案主体からの再意見

10 農林水産省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算) 再々検討要請

管理コード	1020060	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	大学獣医学部の設置の許可	都道府県	愛媛県
提案主体名	今治市、愛媛県		

制度の所管・関係府省庁	文部科学省 農林水産省
該当法令等	平成15年3月31日文部科学省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」
制度の現状	当該提案に対して規制をかける制度は、文部科学省が所管している。

求める措置の具体的な内容	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除
具体的な事業の実施内容・提案理由	<p>(具体的な事業の実施内容)</p> <p>四国には獣医師を養成し感染症等の研究拠点となる大学獣医学部が一つもない。このため、今治新都市に、協力者会議の提唱するコアカリキュラムを実施し、高度な獣医学教育を行う大学獣医学部を設置することで、即戦力となる獣医師を養成するとともに、大学を核とした製薬・動物関連企業等の立地を促進し、ライフ・イノベーションの拠点都市として、今治市の地域再生を図る。</p> <p>(提案理由)</p> <p>これまで、必要獣医師数はほぼ充足しているとの農林水産省の見解(直近では「獣医師の需給に関する検討会報告書」(平成19年5月31日))を踏まえ、文部科学省では、獣医関係学部の新增設、入学定員増について抑制方針をとっている。</p> <p>しかし、平成23年5月に公表された獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議の報告書(文部科学省)では、「獣医師に対する社会的・国際的ニーズが供給を上回る状況が明らかとなった場合には、獣医学大学の入学定員の増加や学部の新設等について議論することも必要」とされている。また、同報告書の「獣医学教育を取り巻く状況の変化」の内容のほか、口蹄疫問題や鳥インフルエンザの感染の脅威、東日本大震災の被災地での家畜の扱い等から獣医師不足が顕在化しており、また、OIEからアジア地域の獣医学教育の水準を高めることができ日本に求められているなど、社会的ニーズは明らかであると考えられる。</p> <p>このため、文部科学省に獣医学部の増設を要望したが、農林水産省の先の報告書では、前提条件によって獣医師の需給予測が異なるため、文部科学省としては判断できないとのことであった。一方で、農林水産省から要望があれば獣医学部の増設について前向きに検討するとの回答を文部科学省よりいただいているところである。したがって、文部科学省と農林水産省が連携し、至急獣医師の需要、供給、偏在等に関する調査・検討を行っていただき、その結果、必要性が認められれば獣医学部のない地域に限り、教育水準の高い大学獣医学部の新設を認めることを提案する。</p> <p>この獣医学部に産業動物・公衆衛生コース、研究者養成コースを設置し、入学定員の地域枠設定や奨学金制度等を組み合わせて四国の家畜衛生や公衆衛生分野を担う獣医師不足を解消するとともに、協力者会議が提唱するコアカリキュラムを導入して、動物伝染病等に迅速かつ的確に対応できる人材を育成するほか、生命科学分野の学際連携の推進や関連企業の集積等により、新たな生命科学研究拠点を形成する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	一
当省では、当該提案に対して規制をかける制度を所管しておらず、文部科学省が判断すべき事項である。				
平成18年度に開催した「獣医師の需給に関する検討会」においては、獣医師の需給は診療回数の増減等の前提条件により変化するが、産業動物分野の診療に関して、獣医学教育でその意義や魅力について知る機会が少ないと指摘されている。				
このため、需給データ等を文部科学省に提供するとともに、臨床実習の質・量の充実等、産業動物獣医師の養成のための獣医学教育の充実・強化について、文部科学省に対して配慮をお願いしているところである。				
また、現在、都道府県において、獣医療を提供する体制の整備を図るため、産業動物獣医師の確保目標や目標達成の方策等を盛り込んだ都道府県計画を作成しているところであり、今後これらのデータについても取りまとめの上、文部科学省に提供して参りたい。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。				
提案主体からの意見				
各都道府県で作成中の産業動物獣医師の確保目標や目標達成の方策を盛り込んだ都道府県計画を元にデータが取りまとめる時期はいつ頃を想定しているかご教示いただきたい。				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し	一
現在全都道府県において、今年度中に都道府県計画を作成・公表する予定と聞いている。取りまとめについては、都道府県からの報告を踏まえて行うこととなる。				

○再々検討要請

再々検討要請				
提案主体からの再意見				

10 農林水産省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算) 再々検討要請

管理コード	1020070	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	農業振興地域整備計画の変更の要件緩和並びに、 優良農地の転用に係る規制緩和	都道府県	兵庫県
提案主体名	朝来市	提案事項管理番号	1035010

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農業振興地域の整備に関する法律第13条 農地法第4条 同施行令第11条
制度の現状	
<p>農用地区域は、市町村の農業振興地域整備計画において定める農用地等として利用すべき土地の区域であり、集団的農地や土地改良事業等の対象農地など、生産性が高く、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域である。このため、農用地区域の変更は、不要不急の用途に供するためではなく、具体的な転用計画に基づき農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない、農作業の効率化に支障がない等の要件を満たすと判断された際に、公告・縦覧を経て行うことができる。</p> <p>また、農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。</p>	

求める措置の具体的内容
一定の地域において農業振興地域整備計画変更要件の緩和及び手続きの簡素化、並びに農地法の優良農地の転用を可能とする要件緩和を行い、地元の意見を最大限反映した農と都市の複合的で理想的なまちづくりを実現する。
具体的な事業の実施内容・提案理由
朝来市総合計画で位置付けている複合都市ゾーンにおいて、農と都市の複合的で一体的なまちづくりを目指すため、地元(市町村)主導で当該計画を策定した場合は、農業振興地域整備計画の変更についての農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項による5要件の要件緩和並びに、農地法における優良農地の転用に係る規制緩和を行う。
具体的には、指定したエリアにおいて、地元(市町村)で策定したエリア区分・道路計画などをを行い、企業、農業、宅地などを誘導するため、現行法で定められている農業振興地域整備計画の変更並びに農地を農地以外のものにする場合の規制について、農振法5要件規制の緩和及び変更手続きの簡素化、並びに優良農地の転用を可能とする緩和を行う。これにより、農地法等の個々の規制にとらわれることなく、地元意見を最大限取り込んだ、農と都市の複合的で理想的なまちづくりを可能にする。また、市や地元主導による市街地開発事業なども導入することが出来、より具体的なまちづくりを実現することが出来る。
提案理由:
国道等の沿道利用のみでは土地利用が不足し、沿道の農地より奥地にまで店舗出店が行われようとしている場合、現在のままでは奥地でスポット的な乱開発が想定され、今後一體的なまちづくりを考えた場合に、大きな支障となる。このため、地元主導による計画的なまちづくりを行い、農と都市の複合的で効果的なまちづくりを推進する。
代替措置:
本特区を設けることにより、農地の縮小が懸念されるが、地元(市町村)主導による土地利用計画を尊重し、農用地区域からの除外地については、具体的な将来計画が示された箇所のみにする。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
優良農地の確保を図ることは国の責務であるため、平成21年、農地法等の改正により、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域からの除外の厳格化及び農地転用規制を厳格化等する措置を講じたところであり、昨年3月に閣				

議決定された新たな食料・農業・農村基本計画においても、その適切な運用を通じ、優良農地を確保することとされたところである。農用地区域は、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域であることから、農用地区域の変更は、農用地等以外の利用を目的として、農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない等の除外の要件を満たすと判断された場合に限り可能となっている。御提案の朝来市総合計画における「複合都市ゾーン」にエリア区分などを行い、企業、農業、宅地などを誘導するため、農用地区域の変更及び農地の転用を行うとして、具体的な転用計画に基づき農用地区域内の土地を農用地等以外の用途とすることの妥当性、実現性等の判断がなされないまま開発が進められると、過大な農用地区域からの除外を排除することができなくなり、優良農地の確保に支障を生ずるおそれがあることから、本提案を受け入れることは困難である。

具体的な転用計画が定められ、市町村が条例に基づき住民の意向を反映して農業振興の観点から定めた計画に位置付けられた施設については、農用地区域の変更が可能となる場合があるので、必要に応じ、兵庫県の担当部局に御相談いただきたい。

また、貴市は、都市計画法第7条第1項に基づき市街化区域と市街化調整区域の区域区分を行わない、いわゆる非線引き都市計画区域であることから、同法第8条第1項第1号に基づく用途地域の指定により対応可能な場合もあると考えられるので、必要に応じ、兵庫県の担当部局に御相談頂きたい。なお、県又は国の農地転用担当部局との調整が整って用途地域が指定された場合には、市街化の傾向が著しい区域内の農用地として、農地転用の許可が可能となる。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請

再々検討要請			
提案主体からの再意見			

10 農林水産省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算) 再々検討要請

管理コード	1020080	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	農地利用集積円滑化事業実施主体を民間開放すること。		
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農業経営基盤強化促進法第4条3項
制度の現状	<p>農地利用集積円滑化事業は、大きく分けて</p> <p>① 売買、貸借の仲介を通じて自ら農地の権利主体となる農地売買等事業と、</p> <p>② 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売り渡し、貸付け等を行う農地所有者代理事業からなっている。</p> <p>このうち、</p> <p>ア ①の農地売買等事業の実施主体については、売買、貸借の仲介を通じて自ら農地の権利主体となることから、農地法の農地取得の許可の特例であることを踏まえ、市町村、農業協同組合又は市町村公社に限定しているところであるが、</p> <p>イ ②の農地所有者代理事業のみを行う実施主体については、自ら農地の権利を取得しないことから、上記に加え、非営利法人や営利を目的としない法人格を有しない団体も事業実施主体となることが可能。</p>

求める措置の具体的内容	
	民間事業者(株式会社等)が農業経営基盤強化促進法に基づく「農地利用集積円滑化団体」となることを認める
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(提案内容)</p> <p>新規就農者の育成事業、食料生産事業を行う株式会社等による農地の売買、貸借等の調整活動が可能となるよう、営利目的の如何を問わず民間事業者が農業経営基盤強化促進法に基づく「農地利用集積円滑化団体」となることを認める。</p> <p>(提案理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農育成事業を介して農業の振興に積極的に取り組もうとする株式会社を同団体から一律に排除する合理的理由はないと考えられることから、市との役割分担と合意を条件に、新規就農者育成事業、食料生産事業を行う株式会社を同団体になれるようにすべき。 ・これにより、税制等のメリットを生かして、農地の流動化の促進、新規就農の促進、地域の農業の活性化を図ることが可能。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	一
耕作を目的としない農地の権利取得(所有権、賃借権)については、農地法上、農業者や農業生産法人に対しても認められないが、株式会社が農地の権利を取得せず営利目的で農地のあっせんを行うことは現行制度上も可能。				
また、農地利用集積円滑化事業の実施主体に対しては、耕作を目的とする権利取得のみを認めている農地法の例外として、離農等により手放される農地を地域農業の担い手に的確かつ確実に移転させるために、地域の担い手農家に譲り渡すまでの間、中間に農地に関する権利を保有することを認めているものである。そのため、その対象は、市町村、県・市町村公社、JAといった非営利の公的性質を有する主体に限定しているところである。				
なお、農地の権利を取得せず、担い手への農地の利用集積のみを行うのであれば、上記主体に加え、NPO法人も農地利用集積円滑化団体となることが可能であることから、民間企業がNPO法人を設立し、市町村の承認を得れば、農地利用集				

積円滑化事業の実施主体となることが現行制度上可能となっている。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。

提案主体からの意見

「民間企業がNPO法人を設立し、市町村の承認を得れば、農地利用集積円滑化事業の実施主体となることが現行制度上可能となっている」とのことだが、事業の適切な遂行が確保できる団体であれば、営利・非営利を問う必要はないと考えられ、新規就農育成事業を介して農業の振興に積極的に取り組もうとする株式会社を同団体から一律に排除する合理的理由はないと考えられることから、市との役割分担と合意を条件に、新規就農者育成事業、食料生産事業を行う株式会社を同団体になれるよう対応願いたい。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

C

「措置の内容」の見直し

—

農地所有者代理事業は、農地の所有者から白紙委任を受けた農地を地域農業の担い手にあっせん等を行う事業である。

同事業の実施主体は、収益性が低い農地であっても、その土地の所有権につき争いがある場合等の正当な理由がなければその引き受けを拒むことができない仕組みとなっていることから、営利法人が営利を無視して当該義務を履行し続けることができるか疑問である。

また、農地の集積は地域農業全体の観点から公正・公平に行う必要があるが、営利法人の場合は、利害関係者への集積を優先する可能性が排除しきれない。以上のことから、営利法人を事業主体として認めることは困難。

○再々検討要請

再々検討要請

右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。

提案主体からの再意見

「営利法人が営利を無視して当該義務を履行し続けることができるか疑問」、また、「営利法人の場合は、利害関係者への集積を優先する可能性が排除しきれない」とのことだが、そうした可能性があることのみを理由に、地域の農業振興に積極的に取り組もうとする株式会社を、農地利用集積円滑化団体から一律に排除するのは合理的ではないと考えられることから、市との役割分担と合意を条件に、新規就農者育成事業、食料生産事業を行う株式会社が同団体になれるよう対応願いたい。

10 農林水産省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算) 再々検討要請

管理コード	1020090	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	国の転用許可権限の県への移譲及び農地転用許可 に係る大臣との事前協議の廃止	都道府県	兵庫県
提案主体名	兵庫県	提案事項管理番号	1039110

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農地法第4条、5条、 附則第2項
制度の現状	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。

求める措置の具体的な内容
国への転用許可権限を県に移譲するとともに、大臣との事前協議制度も廃止する
具体的な事業の実施内容・提案理由
(提案内容)
・農地転用について、申請者の負担軽減や事務手続きの簡素化を図るために、転用許可権限を県に委譲し、農地転用の知事許可に係る大臣の事前協議を廃止する
(提案理由)
・地方公共団体が行う許可事務についても、農業会議の諮問手続き等により十分、適正執行は担保されており、国の事前関与が不可欠とは考えられない ・優良農地確保は、国と同様に県も重要事項であり、転用面積によって許可権限や法定協議の要否を区分することには合理性がない

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	一
優良農地の確保を図ることは国の責務であるため、平成21年、農地法等の改正により、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域からの除外の厳格化及び農地転用規制を厳格化等する措置を講じたところであり、昨年3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画においても、その適切な運用を通じ、優良農地を確保することとされたところである。				
優良農地が含まれる可能性が高い大規模な農地転用については、国が、全国的な視野に立って客観的かつ総合的に判断する必要がある。				
また、改正農地法の附則第19条第4項において、「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新農地法…の施行の状況等を勘案し、…農地法第4条第1項及び第5条第1項の許可に関する事務の実施主体の在り方…について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされているところであり、現時点において、御提案を受け入れることは困難である。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請
右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。

提案主体からの意見

- ・農地転用の許可事務は、全国統一的な許可基準によって法令化されているうえに、農業会議の諮問手続きで、許可相当の答申を得たうえで、県は許可している。
- ・優良農地の確保は国と同様に県においても重要な事項であり、責任を持って適切に判断を行っているので、国の転用許可権限を県に移譲し、大臣との事前協議制度も廃止したとしても、国と同様の厳格な運用はできると考える。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

C

「措置の内容」の見直し

—

2ヘクタールを超える大規模な農地に係る国の関与は、優良農地を確保することが国の責務であることに鑑み、その転用については、全国的な視野に立って客観的かつ総合的に判断する必要があることから行っているものであり、御指摘とは趣旨が異なるものである。

なお、前回も回答したとおり、農地法第4条第1項及び第5条第1項の許可に関する事務の実施主体の在り方については、改正農地法施行後5年を目途として検討することとされている。

○再々検討要請

再々検討要請

右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。

提案主体からの再意見

・転用許可は、国も地方公共団体も同一の法令に基づいているのであるから、国と都道府県で許可判断に差が生じることはないと考えている。

・さらに県許可の場合、農業委員会の申請書受理・意見書進達及び農業会議の諮問と、段階的なチェックを受けているので、国の転用許可権限を県に移譲し、大臣との事前協議制度も廃止したとしても、国と同様の厳格な運用はできると考える。

10 農林水産省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算) 再々検討要請

管理コード	1020100	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	1.流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(以下「物効法」という。)第2条第3号及び同法施行規則第1条第1号における社会資本等の定義の緩和 2.企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(以下「企業立地促進法」という。)第5条第2項第3号の取り扱いの緩和 3.工場立地法第2条第1項に基づく工場適地の選定基準における市街化調整区域においての選定の緩和 4.農地法に基づく通知「農地法の運用について」第2-1-(1)-イー(イ)-g-(f)工場適地図に記載する土地の区域に係る農業上の土地利用との調整の緩和	都道府県	埼玉県
提案主体名	春日部市	提案事項管理番号	1040010

制度の所管・関係府省庁	農林水産省 経済産業省 国土交通省
該当法令等	1. 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 2.企業立地促進法、 企業立地促進法 基本方針(告示第1号)、 企業立地促進法実施要領 3.工場立地法 4.農地法、農地法施行令、農地法施行規則(平成21年12月11日 21 経営第 4530 号農林水産省経営局長通知)
制度の現状	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要であり、工場立地法(昭和 34 年法律第 24 号)第3条第1項に規定する工場立地調査簿に工場適地として記載された土地の区域(農業上の土地利用との調整が調つたものに限る。)内において行われる工場又は事業場の設置する場合は、良好な営農条件を備えている第1種農地において許可が可能。

求める措置の具体的内容
1.物効法第2条第3号に掲げる高速自動車国道で物資の流通を結節する社会資本等(既設IC)の定義を緩和し、東埼玉道路予定地庄和ICについても同様に扱う。 2.企業立地促進法第5条第2項第2号における集積区域内の庄和IC周辺地区について、同法第5条第3号に掲げる同意企業立地重点促進区域として緩和する。 3.工場適地選定基準 2. 都市計画との関連 (4)において、市街化調整区域については原則選定しないとあるものを緩和し、都計法第34条12号による産業指定区域に指定された場所について工場適地図に登載可能とする。

4.3の工場適地図の登載を行う際の農業上の土地利用との調整を緩和することにより、今回申請を行っている地区の工場適地図の登載が容易となる。具体的には、優良農地については、つとめてこれをさけること等とされているが、本地区的振興に資する場合は、この規定を適用しないこと。

具体的事業の実施内容・提案理由

実施内容

- 1 の緩和により、庄和ICから半径5km以内の範囲内に特定物流施設の立地が可能となる。
- 2 の緩和により、庄和IC周辺地区が同意企業重点促進区域となり、関係機関との調整が円滑となることにより、企業立地が推進できる。
- 3 の緩和により、庄和IC周辺地区が工場適地図に登載されることにより、広く立地を考えている企業に情報提供されるため、企業誘致活動に利用できる。
- 4 の緩和により3の緩和がより円滑に行えることとなる。

提案理由

本市は、平成17年度に、旧春日部市・旧庄和町が合併した。しかし既成市街地が分断されている状況にある。平成20年度に「春日部市総合振興計画」を策定し都市的土地区画整理事業を図る地区を「まちづくりエリア」を策定した。特に両既成市街地を一体化すべく産業集積ゾーンとして庄和IC周辺地区を位置づけた。

しかし、同地区は東埼玉道路の開通が遅延することと同時に依然として産業集積が進まない状況にある。

このため、同道路開通時に即時に対応できるよう産業を集積するものである。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
農地転用許可制度は、優良農地の確保と非農業的土地利用との調整を図り、工場や住宅等の開発需要を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するという役割を担っている。				
この優良農地の確保と非農業的土地利用との調整を図るため、具体的には、工場立地法第3条第1項に規定する工場立地調査簿に工場適地として記載される土地の区域について、農業上の土地利用との調整を了したものに限り、良好な営農条件を備えている第1種農地であっても農地転用の許可が可能としているところである。				
御提案は、当該調整を踏まえることなく工場適地簿に記載するよう求めるものであり、優良農地の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、受け入れることは困難である。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請

再々検討要請				
提案主体からの再意見				



10 農林水産省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算) 再々検討要請

管理コード	1020110	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	生産緑地活性化促進特区の創設 ①生産緑地地区内において農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定を認めること。	都道府県	大阪府
提案主体名	箕面市		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省 国土交通省
該当法令等	①農業経営基盤強化促進法第17条第2項 ②生産緑地法 第10条、12条、14条
制度の現状	農業経営基盤強化促進事業は、利用権設定等促進事業(農用地について利用権の設定等を促進する事業)などからなっており、その事業区域は市街化区域を除くとされているところ。

求める措置の具体的な内容
①生産緑地地区での利用権設定による貸借を適用する。(基盤法関係) ②生産緑地の解除にかかる行為制限解除までの期間の延長を行う。(生産緑地法関係)
具体的な事業の実施内容・提案理由
都市の成熟化にあわせて、環境問題や住民の価値観の多様化も顕在化しており、都市部における多面的な公益的機能を有する「生産緑地」を再評価し、都市計画において保全すべき農空間として積極的に位置づけていく意義があります。つまり、生産緑地の保全により、将来の都市農業を支える農業者の経営環境を支援し計画的に農地を保全することは、緑と調和した良好な住環境の形成、災害時の洪水防止や一時的な避難用地機能、ヒートアイランド現象の緩和など多大な効用があり、都市住民ニーズにも応えることができます。よって、生産緑地を活性化させる総合的な支援のための規制緩和として、①農業経営基盤強化促進法の特例として、生産緑地での利用権設定等促進事業(農地の貸借)の適用を認めてもらいたい。直売所の盛況や農業参入規制の緩和を受けて、農業参入を志向する企業や経営規模拡大を希望する農業者等も増えています。利用権設定事業を認めれば、確実に生産緑地の利活用が促進されます。②公共による生産緑地の買取りを1ヶ月以内に判断すること、また買い取らない場合は農業者への斡旋を3ヶ月以内に行い、売買を成立させることができ困難なので、生産緑地法の特例として、市の判断期間及びあっせんの期間を延長する特例を認めてもらいたい。(市の判断期間3ヶ月、斡旋期間含め1年間)

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	一
①について 市街化区域は「すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域(都市計画法第7条第2項)」とされている。 そのため、生産緑地を含め、市街化区域内の農地については、担い手への農地の取得等を促進するという農業経営基盤強化促進法の趣旨に合致しないため、市街化区域内農地について利用権設定等促進事業を行うことは困難。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。

提案主体からの意見

生産緑地地区は、緑地機能・災害の防止・農林業と調和した都市環境など、良好な環境形成を図る都市計画制度となっているからこそ、10年以内に計画的に市街化を図る区域内でも、生産緑地は死亡・故障を除き30年の営農を課して指定しているのであり、固定資産税の農地課税や相続税等納税猶予制度も可能など営農を前提とした制度にもなっているため、基盤法の趣旨に合致していると考える。

消費地近接の利点を生かした農業生産機能の評価や、自然とのふれあい、憩いの場等といった都市住民の農地に対する多様なニーズが顕在化しており、したがって都市と農地を対立する構図で捉える視点から脱却し、都市近郊や都市内の農地について、新鮮で安心な地産地消の農作物を提供してくれる農業生産機能を中心に、自然とのふれあい、憩いの場、防災機能等の農地の多面的機能を、都市が将来にわたり持続していくために有用なものとして、都市政策の面から積極的に評価し、農地を含めた都市環境のあり方をより広い視点で検討していくべきと考える。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

C

「措置の内容」の見直し

一

農業経営基盤強化促進法は、農業の担い手への農地の利用の集積を促進するためのものであり、「すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」である市街化区域内に設定されるものである生産緑地については、農業経営基盤強化促進法の趣旨に合致しないため、提案の受け入れは困難。

○再々検討要請

再々検討要請

右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。

提案主体からの再意見

●基盤法の「利用集積すべき地域」に該当しないという指摘について

本市は市街化調整区域が中抜きのような状態で線引きされており、市街化区域農地を持つ農業者は近隣する市街化調整区域農地を一体に経営している。また、地域の特性として本市は、大消費地に近い都市農業として、地産地消の高まり、直売所の活況ぶりから、市街化区域農家でも、利用集積による経営規模拡大・多角化を求める需要がある。利用権設定の運用にあたっては、当然に基盤法の趣旨である利用集積効果等を踏まえて、安定継続して農業経営が可能な農業者等を担い手(借り手)を前提に、農業委員会の事前審査も経て、承認していく。

特区提案は、地域特性を踏まえて利用権事業の適用エリアの拡大について規制緩和を求めるものであり、趣旨そのものを逸脱して、運用することは考えていないため再考をお願いしたい。

なお、農地の貸借の方法として農地法3条の貸借があるが、小作権や相続税納税猶予の問題、使用貸借でも相続税納税猶予の問題があるので十分に活用されていない。

10 農林水産省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算) 再々検討要請

管理コード	1020120	プロジェクト名	福島県臨海部における藻によるエネルギー源形成事業	
要望事項 (事項名)	生活排水を利用した藻によるバイオエタノール生産のための塩湖の開発に係る農用地区域からの農地の除外		都道府県	東京都
提案主体名	特定非営利活動法人まちづくり技術情報システム、筑波大学生命環境化学研究科		提案事項管理番号	1056110

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農業振興地域の整備に関する法律 17 条
制度の現状	<p>農用地区域は、市町村の農業振興地域整備計画において定める農用地等として利用すべき土地の区域であり、集団的農地や土地改良事業等の対象農地など、生産性が高く、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域である。このため、農用地区域の変更は、不要不急の用途に供するためではなく、具体的な転用計画に基づき農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない、農作業の効率化に支障がない等の要件を満たすと判断された際に、公告・縦覧を経て行うことができる。</p>

求める措置の具体的内容
津波被害による臨海部の農用地区域内農地において、藻類生成のため塩湖の作成と製造プラントを建設するため、農用地区域からの除外を可能とする
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>津波被害の臨海部の農用地区域内農地において、塩湖ラグーンと製造プラントを建設し、海岸線から 3km ほどの内陸部に隣接する復興住宅地からの生活排水、収集した CO₂を付加することにより、炭化水素を効率よく生成する。</p> <p>提案理由：</p> <p>塩湖においての藻類の生成時において、大量の CO₂を使用し、環境にやさしいこと。</p> <p>加えて、筑波大渡邊教授により発見された新藻類のオーランチオキトリウムのバイオエタノール生成能力は、従来のものより生産性が高く、トウモロコシなどのバイオエタノール生成能力と比べても格段の効率を示すものである。このため、津波による臨海部被災地の一部農地を農用地区域から除外し、塩湖及びプラントに転用することにより、地域におけるエネルギーの地産地消に大きく貢献すると考える。</p> <p>さらに、これらの藻から生成される炭化水素は、各種燃料、サプリメント、化粧品、医薬部外品、グリースなどなど関連の生産物の原料となるため、地域産業へのインキュベート効果も高いものになると考える。なお、当事業は、バイオエタノール製造事業においては3年程度の事業性を含めた実証実験期間を必要とする。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
農用地区域は、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域であることから、農用地区域の変更は、農用地等以外の利用を目的として、農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない等の除外の要件を満たすと判断された場合に限り可能となっている。したがって、御提案のように、農用地区域内の農地を農用地区域内から除外することは困難である。				
なお、被災農地を含めた地域の土地利用については、復興に向けた市町村が中心となって定める復興計画の下で地域の意向を十分に踏まえながら検討されるべきものと考えており、現在、市町村が中心となって定める復興計画に位置付けられ				

た復興事業を円滑に進めるため、都市計画法、農業振興地域整備法及び農地法等の手続を一本化し、土地利用の再編等を迅速に実現できるような仕組みについて、関係省庁が連携して検討しているところである。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
—			

○再々検討要請

再々検討要請			
提案主体からの再意見			

10 農林水産省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算) 再々検討要請

管理コード	1020130	プロジェクト名	福島県臨海部における藻によるエネルギー源形成事業	
要望事項 (事項名)	農地を同事業による塩湖及びプラント事業用地に転用する目的で取得する場合の農地転用許可		都道府県	東京都
提案主体名	特定非営利活動法人まちづくり技術情報システム、筑波大学生命環境化学研究科		提案事項管理番号	1056120

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農地法 5 条
制度の現状	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha 超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。

求める措置の具体的な内容
現状において 4ha 以上の農地を他用途に転用する目的で取得する場合は、農林水産大臣の許可が必要であるが、塩害農地を一般法人が塩湖、プラント用途へ転用する目的で取得する場合に必要な転用許可を不要とする
具体的な実施内容・提案理由
津波被害の臨海部の農用地区域内農地において、塩湖ラグーンと製造プラントを建設し、海岸線から 3km ほどの内陸部に隣接する復興住宅地からの生活排水、収集した CO ₂ を付加することにより、炭化水素を効率よく生成する。
提案理由: 塩湖においての藻類の生成時において、大量の CO ₂ を使用し、環境にやさしいこと。 加えて、筑波大渡邊教授により発見された新藻類のオーランチオキトリウムのバイオエタノール生成能力は、従来のものより生産性が高く、トウモロコシなどのバイオエタノール生成能力と比べても格段の効率を示すものである。このため、津波による臨海部被災地の一部農地を農用地区域から除外し、塩湖及びプラントに転用することにより、地域におけるエネルギーの地産地消に大きく貢献すると考える。 さらに、これらの藻から生成される炭化水素は、各種燃料、サプリメント、化粧品、医薬部外品、グリースなどなど関連の生産物の原料となるため、地域産業へのインキュベート効果も高いものになると考える。なお、当事業は、バイオエタノール製造事業においては3年程度の事業性を含めた実証実験期間を必要とする。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	一
優良農地の確保を図ることは国の責務であるため、平成 21 年、農地法等の改正により、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域からの除外の厳格化及び農用地農地転用規制を厳格化等する措置を講じたところであり、昨年3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画においても、その適切な運用を通じ、優良農地を確保することとされたところである。				
優良農地が含まれる可能性が高い大規模な農地転用については、国が、全国的な視野に立って客観的かつ総合的に判断する必要がある。				
したがって、御提案のように4ha 以上の農地を転用する場合に、農林水産大臣の許可を不要とすることは困難である。				
なお、被災農地を含めた地域の土地利用については、復興に向けた市町村が中心となって定める復興計画の下で地域の意向を十分に踏まえながら検討されるべきものと考えており、現在、市町村が中心となって定める復興計画に位置付けられた復興事業を円滑に進めるため、都市計画法、農業振興地域整備法及び農地法等の手続を一本化し、土地利用の再編等を迅速に実現できるような仕組みについて、関係省庁が連携して検討しているところである。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
—			

○再々検討要請

再々検討要請			
提案主体からの再意見			

10 農林水産省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算) 再々検討要請

管理コード	1020140	プロジェクト名	福島県福祉復興プロジェクト	
要望事項 (事項名)	特設介護施設への農地転用について		都道府県	福島県
提案主体名	株式会社青木会計		提案事項管理番号	1057020

制度の所管・関係府省庁	農林水産省 国土交通省
該当法令等	農地法第四条、第五条、都市計画法第七条、第二十九条、第三十条、第三十三条、第四十三条
制度の現状	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。

求める措置の具体的内容
転用を厳しく制限されている 10ha 以上の集団的優良農地や土地基盤整備事業を実施した農地、これらを含む甲種農地をはじめ、市街化調整区域にある農地でも、特設介護施設が建設できるよう、厚生労働省が設立認可したブリッジ社会福祉法人が特設介護施設を建設する場合については、①同法人が届出申請を行った農地の転用を可能とすることを求める。ただし農地転用の行為により、土砂の流出またはその他の災害を発生させる恐れがある場合、近隣農地やその他農業施設の保全または利用上、支障をきたす場合はこの限りではない。(農水省)②また、同法人が市街化調整区域において特設介護施設を建設するために行った開発申請については開発許可の基準によらず許可することを求める。(国交省)
具体的事業の実施内容・提案理由

市街化調整区域内、無指定の農地の転用には時間と手続きに時間がかかる。特に甲種農地は都道府県知事または農林水産大臣の許可を受けなければなりません。これらは特設介護施設の建設をする際に障害となる事は確実なので、厚生労働省が設立認可をしたブリッジ社会福祉法人が建設する特設介護施設であれば、農林水産省への申請届出だけで農地の利用が可能かつ転用できるようにするなどをしていかなければ時間だけかかり、本来の趣旨を達成できない。職員の生活圏内にある事、マンパワーを分散させない事、できるだけ建設コストを下げる事(木造平屋)、効率化を図る為に利用者 100 名近い受け入れができる事などの条件で考えていくと、1 施設あたり 5~6,000 m² の広さを必要とする。公有地、国有地等の活用が望ましいが、該当する土地が無い場合、民有地、特に農地の活用の必要性が想定される為。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
農地転用許可制度は、優良農地の確保と非農業的土地利用との調整を図り、開発需要を甲種農地や第1種農地等の優良農地から農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するという役割を担っている。農地は一度他用途に転用されると復元することが極めて困難であることから、転用許可申請に係る審査に当たっては、案件ごとに、周辺の営農に及ぼす影響、事業実施の確実性、周辺農地への被害防除措置などについて審査を行う必要があり、御提案の社会福祉法人が設置する特設介護施設の建設について農地転用を届出制とすることは困難である。				
社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)に基づいて実施する社会福祉事業の用に供する施設については、原則農地転用を認めていない優良農地である第1種農地であっても公益性が高いと認められる事業として農地転用の許可をすることは可能である(農地法第4条第2項ただし書)。また、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)の市街化区域内にある農地であれば、事前に農業委員会に届出を行うことにより、転用は可能である(農地法第4条 12 項第7号)。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
—			

○再々検討要請

再々検討要請			
提案主体からの再意見			